

## 受給者のしおり

1. 特別障害者手当・障害児福祉手当は、2月・5月・8月・11月の年4回、それぞれの月の前月までの分の手当をまとめて支払うことになっています。

2. 特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者は、毎年8月上旬から9月上旬までの間に、受給者本人やその扶養義務者等について前年の所得状況を届け出る必要があります。このことについては、本人宛に通知します。

【次のようなときは、届出が必要です。】

内容	詳細	対象	提出書類	備考
3か月以上の入院	病院（老健施設を含む）又は診療所に3か月を超えて入院したとき	特別障害者手当	資格喪失届	資格喪失します
福祉施設等への入所※	障害者支援施設や特別養護老人ホーム等に入所したとき（下記参照）	特別障害者手当 障害児福祉手当	資格喪失届	
死亡	死亡したとき		死亡届	
市外への転出	市外へ転出するとき（市民課で手続きをする必要があります）		資格喪失届	
市内間転居	市内で住所が変わったとき（市民課で手続きをする必要があります）		住所変更届	
氏名変更	氏名を変更したとき（市民課で手続きをする必要があります）		氏名変更届	
20歳到達	20歳になったとき	障害児福祉手当	資格喪失届	資格喪失します
人工内耳の手術	人工内耳の手術を受けたとき		障害児福祉手当 「認定診断書」	資格喪失する場合があります

### ※施設入所の例

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、児童福祉法に規定する障害児入所施設や児童養護施設  
老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、生活保護法に規定する救護施設又は更生施設  
(短期入所、グループホームや有料老人ホームは施設入所とはみなしません)

※各届け出がなく資格喪失にて過払いが発生した手当については、返納していただくことになります。

届出が遅れると、返納金が高額になることもあるのでご注意ください。

### 【提出先】

◎鹿児島市福祉事務所 障害福祉課 障害福祉係（本館1階14番窓口） TEL099-216-1273

◎鹿児島市谷山福祉事務所 福祉課 長寿福祉係（谷山支所1階15番窓口） TEL099-269-8472

◎各支所 福祉課または保健福祉課